○農林水産省告示第千八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町安井八条二・三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、四から一二まで、小坪三五・三七・三九・四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三二の乙、三三、三四、三五の乙、三六、三六の乙、三八、三八の乙、三九の乙、四〇の一、四〇の乙から四〇の丁まで、梅ケ坂二九、三〇、三二、三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

八条三の一・五・六・八から一〇まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、小坪三三・三七・三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二の乙

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市一色字広丸一三一五の一から一三一五の三まで、字谷奥一三五〇、一三五三の一、一三五四、一三五六から一三五八まで、一三六〇、一三六一、一三六四、一三六五、一三六九の一、一三六九の三、一三七一、一三七八、字五合山一三六三、字三太郎畑一三七三、字笹尾平一三七九、一四〇二、一四〇三の一、一四〇三の二、字尻ナシ一三八一から一三八三まで、字梨木一三八六、字梨木峪一三八七、字尻無段一三八八の一、一三八八の三、一三八八の六から一三八八の二一まで、字寄峪一三八九の一から一三八九の四まで、一三九〇の一、一三九〇の二、一三九一、一三九三の一、一三九三の三、一三九九の一、一三九九の二、一四〇〇、字テラ山一四〇一の一から一四〇一の一二まで、字長畑一四〇四、一四〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字広丸一三一五の三・字谷奥一三五〇・一三五三の一・一三五四・一三五八・一三六〇・一三六一・一三六四・一三六五・一三六九の一・一三六九の三・一三七一・一三七八・字五合山一三六三・字笹尾平一三七九（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田末広字紀ノ元二六、七九、字八幡平四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字紀ノ元七九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳六四一六の一、六四一六の二、六四一七、六四六〇の一、六四七〇の二八、六四七〇の一一七、六四七〇の一九、六四七〇の一二〇、六四七〇の一二二、六四七〇の一二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七九四〇の六四・七九四〇の六五・七九四〇の六八から七九四〇の七〇まで・七九四〇の七五から七九四〇の七七まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、七九四〇の八〇、七九四〇の八三から七九四〇の八五まで、七九四〇の九〇から七九四〇の九四まで、七九四〇の九八から七九四〇の一〇〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）